

安倍晋三首相は集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更について、慎重な公明党の理解を得て、閣議決定をしたい意向だ。自民・公明両党の協議が来週から始まるのを前に、両党幹部にインタビューした。



北側一雄 公明副代表

国民の信任得るのが筋

集団的自衛権

行方を問う

安倍晋三首相は「必要最小限度」の集団的自衛権は行使できると言う。しかし「必要最小限度」という言葉では、憲法解釈を変える基準にならない。従来の解釈で否定してきた集団的自衛権による武力行使を認める要件になるわけで、

極めて重大な基準だ。「これまでが良い」という明確な線を引けなければ、解釈を変えることなどできない。首相が示す、邦人を輸送する米艦を自衛艦が守る事例は、朝鮮半島の有事を想定したのだろうが、自衛艦がこの米艦を防護することが果たして集団的自衛権の行使にあたるか疑問だ。安全保障の問題は、国の安全を守るために必要な対処策を現実的に突き詰め、最終的には国民に理解して

もろう必要がある。集団的自衛権の行使は、日本が武力攻撃を受けていないのに、他国に武力行使しても適法と認めること。本来は憲法改正を国民投票で問う、国民の信任を得て見直すのが筋だ。首相が主張する、閣議決定で解釈変更できるとの考え方も、理解できない。例えば、国際情勢の変化などで自衛隊が新たな役割を担う必要がある事例が生じ、安全保障の法制全体を見直すなかで、自衛隊法などの

改正を閣議決定で決めるのなら理解できる。抽象的に憲法を解釈変更するという閣議決定は想定しにくい。政府はこれまで憲法の理念に沿って解釈をつくってきた。これに対し首相には、集団的自衛権の行使を容認しなければ安全保障は十分に機能しないとの考えが、頭からあるようだ。与党協議を通じ、そこをしっかりと検証しないといけない。議論の過程で仮に集団的

自衛権の行使を認める基準となる一線が見えたとしても、ことは簡単ではない。法解釈には一定の幅の中で解釈を一部見直すことは論理的にはありうるが、限界もある。まして首相が解釈を変えようとする9条の平和主義は憲法の根幹をなす基本原理だ。その規範性があいまいになる解釈変更をしようとしても、国民の理解は得られないだろう。

聞き手・岡村夏樹
仙波理撮影